

国民年金についてのお知らせ

保険料を免除されている皆さんへ
追納をお勧めします

保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認を受けた期間の保険料を未納のままにしていると、保険料を納付していた期間に比べて、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

そのため、国民年金には、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付することができます。「追納」制度があります。追納すると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。ただし、承認された年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がかかります。

年金受給者の皆さんへ
年金振込通知書が送付されます

社会保険庁では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関などに変更があった場合には、改めて「年金振込通知書」を送付します。

なお、平成20年度の年金額は、平成19年度と同額のため、「年金額改定通知書」は送付しません。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所 国民年金業務課 ☎23-1114番



第3回会議を開催します 外国籍市民施策懇談会

市市民交流課

「外国籍市民施策懇談会」は、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりをめざして外国籍市民をとりまくさまざまな問題について話し合う場です。第3回会議を次のとおり開催します。

日時 6月28日(土) 午前9時30分～同11時30分
場所 市民会館2階会議室
※今回は、教育分野を中心に話し合う予定です。

※会議は自由に傍聴していただくことができます。

※これまでの会議の経過などについては、彦根市ホームページ(トップページ)窓口別→市民環境部市民交流課→多文化共生社会推進事業→彦根市外国籍市民施策懇談会をご覧ください。

問い合わせ先 市市民交流課 ☎30-6113番、FAX 22-13080番

自動車事故被害者のための 援助制度があります

独立行政法人自動車事故対策機構
重度後遺障害者介護料支給制度
自動車事故により、脳・脊髄または胸部腹部臓器を損傷し、常

時介護または随時介護を必要とする人に、次の範囲内で負担額に応じて介護料を支給します。

▼常時介護が必要な人(自賠責保険別表第1級1号・2号)
月額 58,570円～13万6,880円

▼随時介護が必要な人(自賠責保険別表第2級1号・2号)
月額 29,290円～54,000円

※平成14年3月31日以前の事故の場合の受給資格は、それぞれ常時要介護は1級3号または4号、随時要介護は2級3号または4号になります。

交通遺児等育成資金

自動車事故が原因で一家の働き手が亡くなられたり、重度の後遺障害が残った人の家庭の子どものため、育成資金を無利子で貸します。

期間 0～15歳(中学校卒業まで)
▼支給額
一時金 15万5,000円
毎月 20,000円
入学支度金 44,000円

問い合わせ先 独立行政法人自動車事故対策機構 滋賀支所 ☎077-585-8290番、FAX 077-585-8291番

最低賃金法が変わります

滋賀労働局・彦根労働基準監督署

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などの改正があり、7月1日から変わります。改正内容は、次のとおりです。

改正の概要

▼地域別最低賃金の不払いの場合の罰金額の上限が、2万円から50万円に引き上げられるなど、罰則が強化されます。

▼産業別最低賃金の不払いについては、最低賃金法の罰則が適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。

▼派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22-0654番、FAX 26-0241番



やすらぎふれあいの館を始めませんか

「やすらぎふれあいの館」は、「地域の中で、気軽に人と交わりたい」という願いを持つ高齢者のために、市内の7か所で開設されています。民家などの既存の建物を改修し、ボランティアが中心になって運営しており、高齢者の人たちが、ゲームやお

しゃべりをして、気軽に過ごせる場所を提供しています。

彦根市では、各小学校区に「やすらぎふれあいの館」の開設を進めています。

開設・運営に對しての補助制度もあります。補助制度や現在開設している「やすらぎふれあ

いの館」を左の表で紹介しています。

関心がある人、制度を詳しく知りたい人は、市市民交流課までお問い合わせください。

問い合わせ先 市市民交流課 ☎23-9660番、FAX 26-17688

やすらぎふれあいの館の主な要件

- ①補助の対象者は、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、医療法人、および農業協同組合に限ります。
- ②継続して運営できること。
- ③未開設の小学校区への開設を優先しています。

補助の内容

開設にあたり必要な経費

	基準額	補助率	補助上限額
建物の改築・改修費用	500,000円	2/3	333,000円
備品の購入費用	150,000円	10/10	150,000円

運営にあたり必要な経費

	基準額	補助上限額
月4回(週1回)程度以上運営	20,000円/月	240,000円
月8回(週2回)程度以上運営	30,000円/月	360,000円

現在開設している「やすらぎふれあいの館」

名称・所在地	開所日	連絡先	小学校区
陽だまりの家 (平田町 650-5)	火・木曜日 10:00～16:00	開所日: ☎26-5118 開所日以外: 猪村きく代方 ☎24-2572	平田
サロン・いこいのへや (後三条町 124)	火曜日 9:30～15:00	三宅春代方 ☎24-3006	城東
たかみや・ほっと (高宮町 1989-1)	水曜日 10:00～15:00	開所日: ☎22-2160 開所日以外: 馬場義弘方 ☎23-1163	高宮
ふれあいの家 たん・とん (須越町 597-3)	木曜日 10:00～15:00	JA 東びわこ ☎28-7860	城陽
いきいきサロン ほのぼの (松原一丁目 9-9)	火・木・土曜日 10:00～16:00	開所日: ☎26-0211 開所日以外: 中川敏郎方 ☎23-1870	城北
あおぞら (日夏町 713-4)	木・土曜日 10:00～15:30	村上信子方 ☎28-4166	若葉
ナルクの館 シニアサロン (銀座町 6-10 平和堂3階)	月～金曜日 10:00～15:00	佐々哲三郎方 ☎050-7000-7361	城東

「びわこの日」に「斉清掃」に参加ください

市民やボランティア、関係団体の参加協力により、彦根市と滋賀県が共同で清掃活動を実施します。水と緑に恵まれた彦根の環境を守るための取り組みに、積極的なご参加をお願いします。

日時 7月6日(日) 午前9時40分～同11時30分
受付時間 午前9時～同9時40分
清掃場所 八坂町(犬上川以北・大藪町から長曾根町・馬場二丁目までの湖岸一帯(一部除く)、野田沼・荒神山公園周辺

集合場所 滋賀県立大学 交流センター前
※駐車場の混雑が予想されます。できるだけ乗り合いでお越しください。

注意事項 清掃活動がしやすい服装で、タオル・飲料水は各自で持参してください。

※集合場所から送迎バスを配車します。
※雨天の場合、当日午前7時30分に実施の有無を決定します。

第8回 彦根市廃棄物減量等 推進審議会のご案内

「ごみ減量とごみ処理有料化について審議していただく、廃棄物減量等推進審議会の第8回会議を次のとおり開催します。審議会は公開で行われ、傍聴することができます。

日時 6月27日(金) 午前9時30分
場所 ひこね燦ばれす(小泉町)
内容 最終答申案と答申日程などについて

問い合わせ先 市市民交流課 ☎22-2734番、FAX 24-7787番